欠格事由非該当誓約書（法人）

　当法人の役員又は使用人は、「家畜改良増殖法」、「家畜伝染病予防法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「獣医師法」、「獣医療法」並びに「家畜商法」及びこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられたことがないこと、また、当法人の役員又は使用人が上記欠格事由に該当することになった場合は、栃木県知事に報告することを誓約します。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　住所

　　　　　　　　名称